

京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町659番地烏丸中央ビル
フューチャーベンチャーキャピタル株式会社
監査等委員である取締役 片岡 晃 殿
監査等委員である取締役 高野 寧績 殿
監査等委員である取締役 松本 高一 殿

2023年5月16日
名古屋市中村区名駅五丁目38番5号
株式会社DSG1
代表取締役 澤田 大輔

貴社監査等委員に対する追加のご質問書

当社は、貴社の筆頭株主として、貴社の監査等委員である取締役である貴殿らに対し、貴社が2023年5月15日付「回答書」と題する文書により、以下のとおり追加のご質問を申し上げますので、令和5年5月18日（木）までに書面又は電子メールにて当社必着にてご回答いただきますようお願い申し上げます。

（質問1）

貴社は「回答書」において「東証の事前相談の実施を保留せざるを得なかった経緯がございます。」とありますが、本件買収行為が上場会社の実質的存続性の審査の対象となると考えられ、仮に東証に貴社が「実質的な存続会社」とならないと認定された場合、貴社が上場廃止となるリスクが顕在化することになります。

本件買収行為において東証が定める「不適當合併等」は最重要論点にも関わらず、「不適當合併等」の該当性を認定する権限を有する東証へ確認する手続きを踏んでいない状況下において、適時開示で「本日（5月8日）の最終合意及び公表に向けて最終段階にありました。」と開示することが、上場会社のコンプライアンス及びコーポレート・ガバナンスの観点から適切か否かを端的にご教示ください。

そのうえで、なぜこのような適時開示をするに至ったのかの経緯と内部統制状況についてご教示ください。

（質問2）

貴社は「回答書」において「当社は、本第1号案件が不適當合併等にあたらないことにつき、本第1号案件特有の情報をその判断基準に照らし合わせた上で、揺るがぬ自信を有していること」とありますが、現経営陣の「揺るがぬ自信を有していること」だけで、「不適當合併等」の該当性を認定する権限を有する東証へ確認する手続きを踏まずに、適時開示「本日（5月8日）の最終合意及び公表に向けて最終段階にありました。」と開示することが、上場会社のコンプライアンス及びコーポレート・ガバナンスの観点から適切か否か

を端的にご教示ください。

そのうえで、なぜこのような適時開示をするに至ったのかの経緯と内部統制状況についてご教示ください。

(質問3)

貴社は「回答書」において「当社は、本第1号案件が不適當合併等にあたらないことにつき、本第1号案件特有の情報をその判断基準に照らし合わせた上で、揺るがぬ自信を有していること」と記載しています。

一方で、当社の「質問書」の「(7) 本件買収行為にかかる①ビジネス、法務及び財務など各種デューデリジェンス費用、②第三者算定機関による企業価値評価の業務委託費用、③株式譲渡契約書のリーガルチェック費用、④その他 (M&A仲介、または、フィナンシャル・アドバイザー費用) について、それぞれ金額と支出時期についてご教示ください。」に対して、「ご質問 (7) 当社内の機密情報であり、当社が服する守秘義務及び信義則等の観点上からも、開示できかねます」と記載しています。

現経営陣の「揺るがぬ自信を有していること」だけで、最重要論点である「不適當合併等」の該当性を認定する権限を有する東証へ確認する手続きを踏まずに、多額のデューデリジェンス費用、第三者算定機関による企業価値評価の業務委託費用、株式譲渡契約書のリーガルチェック費用をかけ、これら支出を先行させたことが適切か否かを、上場会社のコンプライアンス及びコーポレート・ガバナンスの観点から端的にご教示ください。

そのうえで、なぜ不適當合併等に当たるか否かを確認せずに、これら支出を先行させるに至ったのかの経緯と内部統制状況についてご教示ください。

(質問4)

貴社は、2023年5月8日付「単独株式移転による持株会社設立に関するお知らせ」において、「当社は、売上30億円規模で黒字の某再生資源・エネルギー開発企業の買収 (以下、「本第1号案件」) につき、2022年11月から投資検討に着手しました。当社は、現地訪問を含む継続的且つ広範囲なデューデリジェンスを実施のうえ、売主側と法的拘束力を伴う独占交渉に入りました。その後、第三者機関による企業価値評価も実施し、売主側との条件交渉及び株式譲渡契約書のリーガルチェックも済ませており、本日 (5月8日) の最終合意及び公表に向けて最終段階にありました。」と開示しています。

そこで、①どの法律事務所に、②いつ依頼をしたのか、③いつリーガルチェックが完了し、そして、④リーガルチェックの内容 (具体的には東証の定める「不適當合併等」の指摘が端的にあったのか否か) についてご教示ください。

また、⑤なぜリーガルチェックを実施したにも関わらず、貴社が「回答書」において「東証の事前相談の実施を保留せざるを得なかったのか」と記載するに至ったのか、現経営陣の取締役会での議論の経過と内部統制状況についてご教示ください。

(質問5)

貴社は「回答書」において「不適當合併等の輕微基準に該当しない吸収合併等の事前相談の実施は、公表予定日の2週間前が実務」と記載していますが、東証のホームページ「不適當合併等（上場会社が実質的存続性を喪失する合併等）に係る上場廃止審査の概要」によれば「上記は案件等の内容が特別の考慮を要するものではないことなどを前提としており、実質的存続性審査が2週間以内に終了することを保証するものではありませんので、あらかじめ留意してください。」と注記があります。

筆頭株主である当社から株主提案が提出されており委任状争奪戦が開始されている状況下において、貴社は5月15日付「不適當合併等に関する公開質問への回答について」で回答書を開示しているものですが、「公表予定日の2週間前が実務」というように断片的な情報のみを情報開示することが上場会社のコンプライアンス及びコーポレート・ガバナンスの観点から適切か否かを端的にご教示ください。

そのうえで、なぜこのような適時開示をするに至ったのかの経緯と内部統制状況についてご教示ください。

以上